

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
 電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
 ホームページ <https://zensuiren.org/>
 お問い合わせ info@zensuiren.org
 編集・発行 椿本和幸



杖立鯉のぼり祭り (4月1日～5月6日) 筑後川水系筑後川 (杖立川) 写真提供杖立温泉観光協会

杖立の町を流れる杖立川を5月に彩る大量の鯉のぼり、杖立の春の風物詩です。今では全国各地で見られる「鯉のぼり祭り」ですが、そもそもの発祥の地は杖立温泉です。杖立温泉観光協会が約40年前に始めた「鯉のぼり祭り」。昨年はコロナ禍で、やもなく中止としましたが、7月には、九州に大きな被害をもたらした豪雨に見舞われ、杖立川も氾濫し、旅館に土砂が流れ込みました。こいのぼりの中には、激甚な被害を受けた、人吉市、南小国町を励ます「がんばろう」の文字が書かれたものもあります。

● 目次

令和3年度水管理・国土保全局関係予算のポイント	2
水防月間について 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室	23

令和3年度水管理・国土保全局関係予算のポイント

水管理・国土保全局 河川計画課

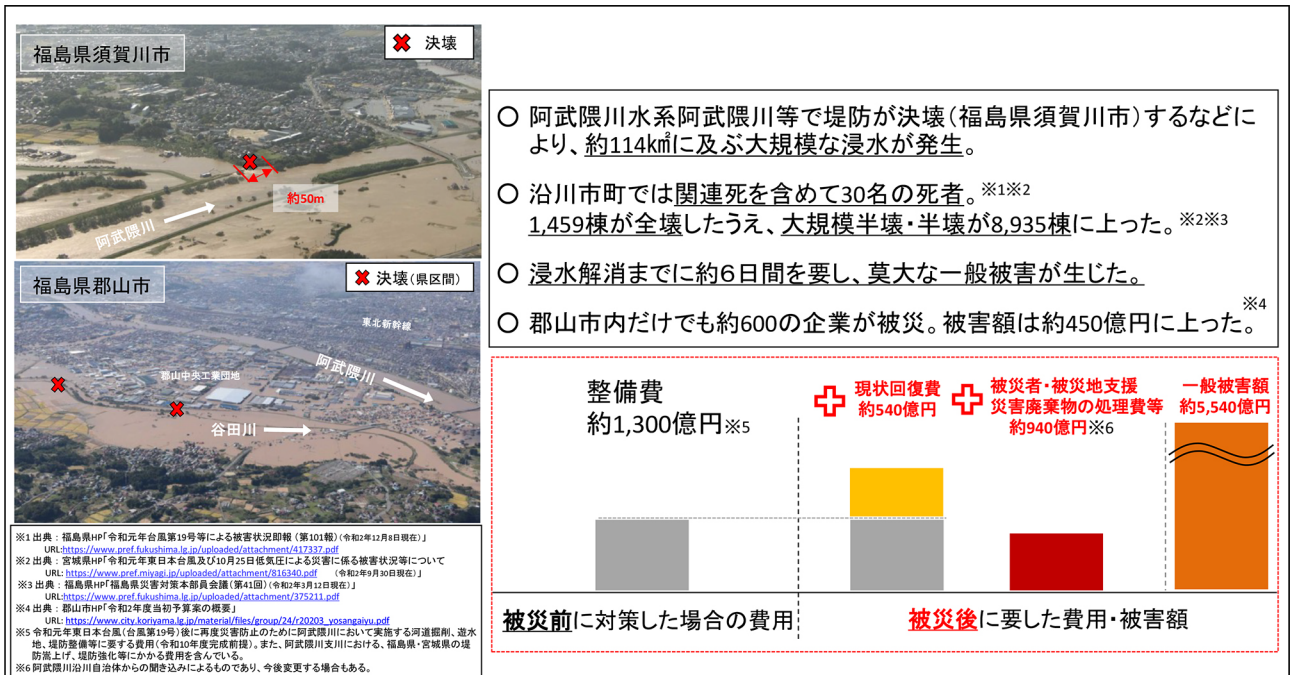
1. 令和3年度予算の考え方

(1) 基本的な方針

近年、毎年のように大きな水害・土砂災害が発生している。これらの災害により甚大な被害を受けた地域が再び同様の被害を受けないように、再度災害防止対策を迅速に講じる必要があることは言うまでもない。さらにいうならば、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化が顕在化している現況をみるに、今やこうした災害がいつどこで発生してもおかしくないこともまた言うに及ばずである。

こうした状況を鑑みると、被災地域における再度

災害防止対策だけでなく、近年の災害で明らかとなった課題を踏まえ、実際に被害が生じる前に日本全国で実施する事前の対策（以下、「事前防災対策」という）を一体的に展開することが必要不可欠である。この「事前防災対策」を着実に推進することにより、被害を大きく軽減でき、特に人命を守ることにつながるだけでなく、災害後の復旧や被災者の生活再建等に係る負担、社会経済活動への影響などを大きく軽減できる。（例：令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が生じた阿武隈川（図1））



<図-1> 令和元年東日本台風(台風第19号)での阿武隈川の事例

また、気候変動により激甚化・頻発化する災害や社会状況の変化などを踏まえ、集水域と河川区域のみならず氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面からあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の推進も重要となってきている。



<図-2> 流域治水のイメージ

こうした問題意識の下、令和3年度予算においては、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの河川等の管理者が主体となって行う対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策を推進するための予算を計上した。

(2) 令和3年度予算の概要

近年、災害の激甚化・頻発化による再度災害防止対策予算が増大するとともに、高度経済成長期に整備した基幹的防災インフラの老朽化の進行に伴う施設の維持管理・更新に要する費用も増加しているところである。

こうした中、平成30年度より、消費税率引き上げの需要変動に対する対策の一環として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下、3か年緊急対策)が講じられ、事前防災対策に係る予算を確保してきた。

こうした中、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、5か年加速化対策)として、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策が閣議決定された。(令

和2年12月11日)

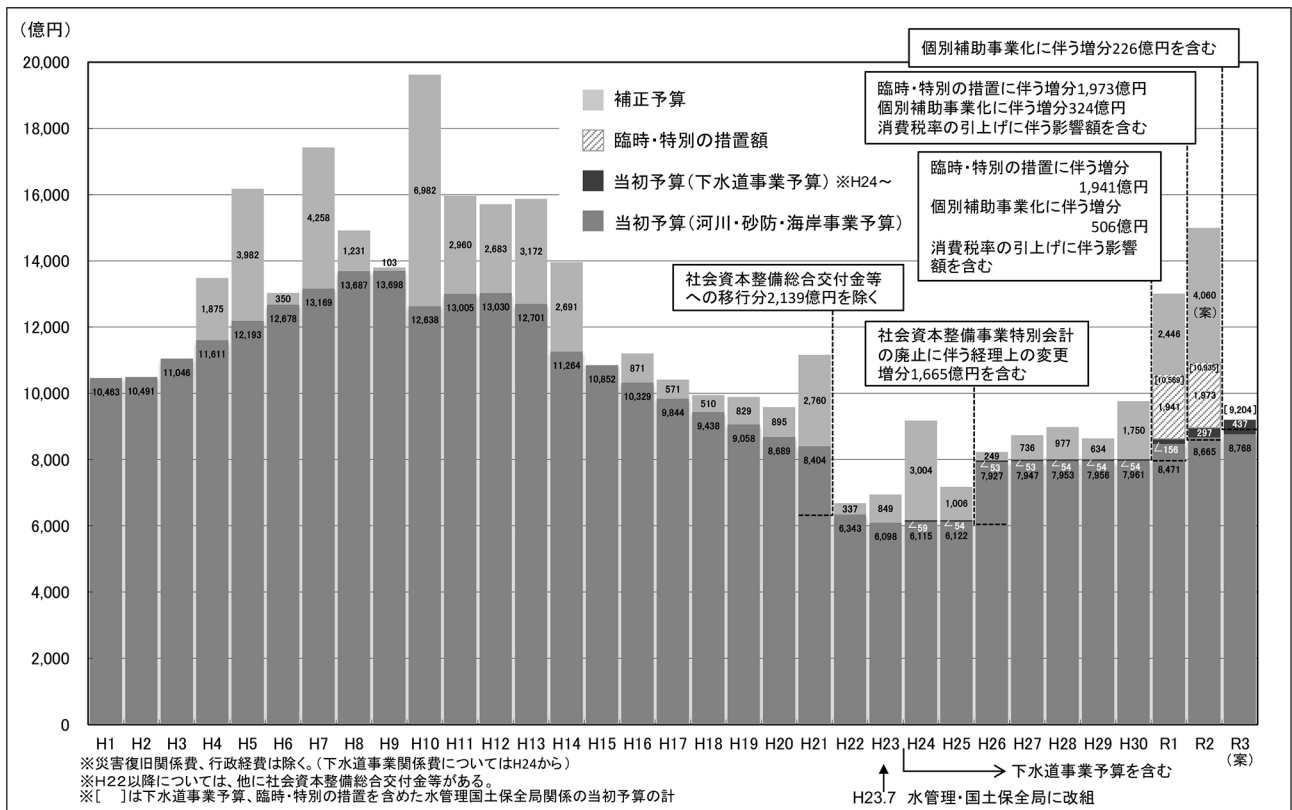
また、5か年加速化対策の初年度における対策予算については、令和2年度第3次補正予算により措置されることとなった。(なお、次年度以降の各年度における取扱については、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事業等を踏まえ、機動的・弾力的に対応することとされている)

さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)においても、いわゆる「15カ月予算」の考え方により、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を一体的に編成し、切れ目なく取組を進めるとされた。

以上の状況を踏まえ、令和3年度当初予算における水管理・国土保全局関係予算は以下の通り計上された。

予算総額については、前年度より243億円増の、9,204億円(対前年度1.03倍)を計上。なお、本増分には社会資本整備総合交付金から個別補助事業への移行分(226億円)を含んでいる。

このうち、「事前防災対策」については、ハード・ソフト一体の治水対策「流域治水」の推進のため、



<図-3> 水管理・国土保全局関係予算の推移

3,976億円（対前年度1.08倍）を計上。

また、「再度災害防止対策」については、災害復旧関係事業を最大限活用するとともに、令和2年度補正予算により可能な限り事業の前倒しを行った上で、計画的な事業の推進のために必要な予算として、1,719億円（対前年度0.97倍）を計上。

他方、「維持管理・更新・老朽化対策」については、年々加速度的に進行するインフラ老朽化に対応するために必要な予算として、2,194億円（対前年度1.01倍）を計上。合わせて、令和2年度補正予算により、対応が遅れている施設の老朽化対策を実施することで、「予防保全型インフラメンテナンス」の実現に向けた取組を加速化する。

このほか、水辺空間の良好な環境と賑わいの創出のために必要な予算として90億円（対前年度1.01倍）、公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上のために必要な予算として52億円（対前年度1.00倍）を計上。

(3) 「流域治水」の推進のための制度の充実

流域のあらゆる関係者と協働して行う水災害対策「流域治水」を推進するため、令和3年度において、新たに各種制度を拡充・創設した。

主な新規制度としては、

- ・ 利水ダム等における事前放流を更に推進する観点から、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設するとともに、事前放流に伴う損失補填制度を二級水系等へ拡充。また、事前放流のために整備される利水ダム放流施設の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設。
- ・ 流域の関係者による流出抑制対策を推進する観点から、特定都市河川又は下水道法に基づく浸水被害対策区域において、地方公共団体や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備に対する支援制度を拡充するとともに、民間企業等が整備する雨水貯留浸透施設の固定資産税を一部減免する特例措置を創設。
- ・ まちづくりと一体となった土砂災害対策を推進するという観点から、地域のコンパクト化を計画的に促し住居や基礎的な公共インフラを集約する地域を保全する砂防事業等に対する支援制度を創設。
- ・ 下水道施設の災害復旧にあたり再度災害防止

を図る観点から、未被災箇所を含む一連の施設の機能向上を図る改良復旧事業を創設。

などである。その他の新規制度を含め、詳細についてはP●～を参照されたい。

2. 新規制度

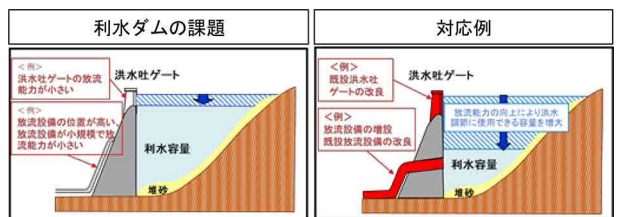
(1) 利水ダム等における事前放流の更なる推進

我が国には、治水を目的に含む国交省所管の約570のダムに加え、電力や農業などを目的とする約900のダムがあり、これら全てのダムを治水対策に活用する事前放流の取組を全国の河川で進めている。関係省庁の緊密な連携の下、令和2年の出水期からダムのある全ての一級水系で事前放流の新たな運用を開始したところであるが、二級水系においても、多くの地域で治水協定の締結が進められている。この事前放流の取組を継続的なものとするため、河川管理者、利水者等で構成される利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行う法定の協議会を創設する。

また、一級水系において国が管理するダムに加え、利水ダムに対する損失補填の制度を令和2年度に設けたところであるが、二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を令和3年度より講じる。

さらに、利水ダムにおいて、事前放流に関する施設整備を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合には、河川管理者が主体となって放流設備の増強等の施設整備を行う制度を創設する。

これらの施策に加え、水系ごとに河川管理者が機動的に利水ダム管理者等と放流量について調整するための情報収集システムの整備や、水系内のダム等の効率的、効果的な運用・操作を支援する観点から、AIを活用したダムへの流入量予測の精度向上等に資するモデル開発などにより、利水ダムにおける事前放流を更に推進する。



<図-4> 利水ダムの放流設備等改造

(2) 流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流出抑制対策を推進するため、令和3年2月2日に閣議決定した「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)では、官民による雨水貯留浸透対策の強化に関する事項を位置付けている。特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備を計画的・集中的に実施するため、令和3年度より個別補助事業制度を創設し、国庫補助率1/2により強力に支援することとしている。

あわせて、下水道法に基づく浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備に対し、その一部を国が支援(補助率1/2)する補助制度を令和3年度より創設する。

さらに、予算補助に加え、税制においても民間事業者等により整備された雨水貯留浸透施設においては、施設に係る固定資産税を減免する特例措置(課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減)についてもあわせて令和3年度より創設する。



<図-5> 雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

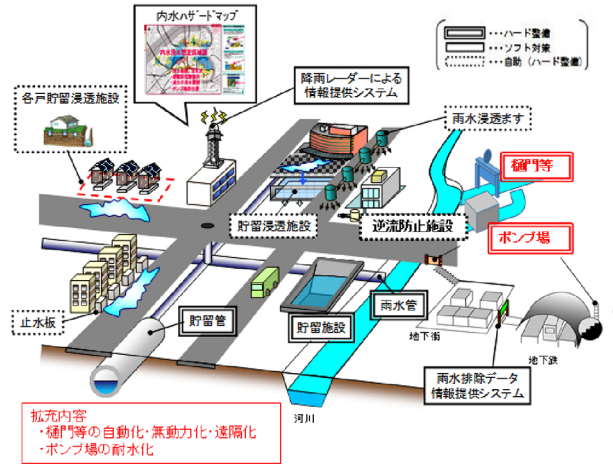
(3) 都市浸水対策の強化

下水道事業においては、激甚化する自然災害に対応するための国土強靱化の取組や、厳しい事業環境に対応した持続性向上の取組が重要である。特に、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの豪雨被害が頻発する中、都市浸水対策の強化のため、流域治水の考え方も踏まえ、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を強力に推進する。

雨水管等の整備の加速化、省人化等による施設の適切な管理や耐水化を行うための対策が急務であることから、下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交

付対象に追加する。

また、内水氾濫対策の加速化を図るため、雨水管の交付対象要件の見直し(口径等の要件緩和)により、支援対象を追加する拡充等を行う。



<図-6> 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

(4) 居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備

【まちづくり連携砂防等事業】

まちづくり連携砂防等事業(以下、本事業という)は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とした個別補助事業である。

[令和3年度 実施箇所数: 34箇所 事業費計: 約10億円]

【事業要件】

- ・ 交付金事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)の各々の採択基準に該当するもの
- ・ 令和2年6月に改正された都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域を保全する砂防事業等
- ・ 令和2年6月に改正された都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域を保全する砂防事業等

と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフララインを保全する砂防事業等

[具体事例]

令和3年度より本事業を活用する箇所の一つである長野県長野市の信濃川水系泥沢には、土砂災害警戒区域が指定されている。土砂災害警戒区域内には人家、保育園、一般国道19号が存在しており、居住誘導区域に指定されている。豪雨時に土石流等が発生すれば、非常に大きな被害が発生することが想定されることから、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を土砂災害から守るため、砂防堰堤を整備し、早期に地域の安全性の向上を図る。



<図-7> 信濃川水系泥沢(長野県長野市)

【土砂災害リスク情報整備事業】

土砂災害リスク情報整備事業は、住民等に対し、土砂災害のおそれのある区域の周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として、土砂災害警戒区域等を示した看板の設置等を支援する事業である。

[事業要件]

- ・土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業(土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む)
- ・土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。

[取組事例]

福島県では、図-8のように警戒区域を明示した標識を日頃から目につく箇所へ設置し、住民の警戒区域に対する認知度を向上させることで、土砂災害の危険について理解を深めていただくための取り組みを進めている。

本事業の創設により、上記のような取組について支援することが可能となる。



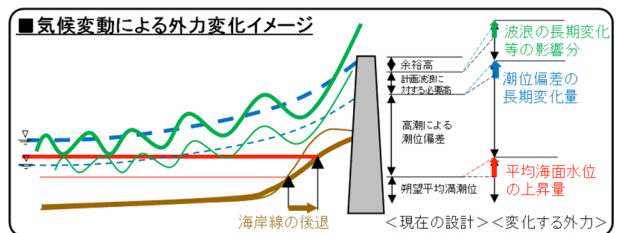
<図-8> 警戒区域等を明示した標識の設置事例(福島県福島市)

(5) 気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

海岸分野において、下記の防災・安全交付金に関する拡充や個別補助制度の創設等を通じて、切迫する地震・津波等に必要の対策を充実させる。

【気候変動を踏まえた海岸保全対策推進のための制度拡充】

海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、地方公共団体が実施する気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討(施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量、潮位偏差、波浪を適切に推算するなど)について、防災・安全交付金により支援できるように、補助対象に追加する拡充を行う。



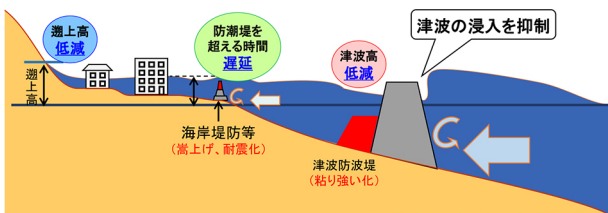
<図-9> 気候変動による外力変化イメージ

【海岸保全施設(沖合施設)の長寿命化対策の促進・高度化のための制度創設】

令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、地方公共団体が実施する離岸堤等の沖合施設に係る長寿命化計画の見直しに必要となる検討について、防災・安全交付金により支援できるよう、補助対象に追加する拡充を行う。

【津波対策緊急事業の創設】

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。[令和3年度 実施箇所数：2箇所 事業費計：約4億円]



<図-10> 津波対策による効果イメージ

[事業要件]

- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域に地域中枢機能集積地区を有すること。
- ・ 事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。
- ・ 以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。

(ア) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること

(イ) 津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定の設定若しくは津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域の指定若しくは強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に規定す

る都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(国土強靱化地域計画)の策定のうちいずれか2以上に取り組んでいること

[具体事例]

愛媛県愛南町では、近い将来発生が予測される南海トラフ地震による津波に対して、警戒避難体制を充実させるため令和2年3月に「津波災害警戒区域」を指定している他、住民意向調査や住民説明会を行うなど、津波対策に関してハード・ソフト両面で熱心に取り組んでいる。

本事業の創設により、高さが不足する堤防・護岸のかさ上げ等の実施をより推進できることから、早期に津波被害に対する地域の安全性の向上を図ることができる。



<図-11> 成瀬海岸の住民説明会の様子

(6) 被災自治体に対する支援の充実

気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化していること等を踏まえ、再度災害防止を図るとともに、被災した自治体の迅速な復旧・復興に資するよう、以下の制度拡充を行う。

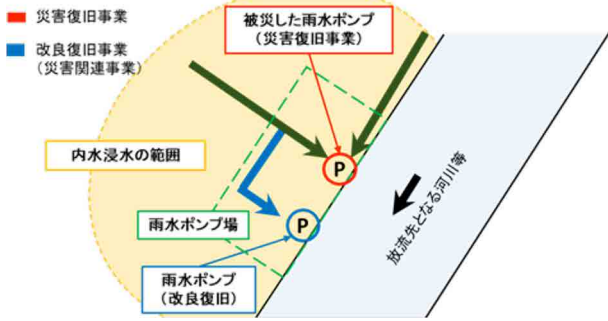
【下水道の改良復旧事業の創設】

河川、道路などの自治体が管理する公共土木施設が被災し、災害復旧事業による原形復旧のみでは十分な効果が期待できない場合には、再度災害防止の観点から、未被災箇所も含めた一連の施設の機能強化を図ることを目的とした災害復旧助成制度、河川等災害関連事業などの改良復旧事業が制度化されている。

下水道施設については、昭和59年から災害復旧事業の対象となっているが、これまで改良復旧事業制度が無く、施設が被災した場合には原形復旧

の範囲内に限られていた。

近年、気象変動等により災害が激甚・頻発化してきており、下水道施設の被災による社会的影響が顕著なことを踏まえ、下水道施設を河川等災害関連事業の対象工種に追加する。



内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止等が生じた場合、災害復旧事業に合わせて、地域の排水能力を向上させるために、雨水ポンプ場、雨水管渠等を新たに設置することによって、再度災害防止を図る。

<図-12> 雨水排水施設における活用例

【災害復旧事業査定設計委託費補助の拡充】

大規模災害時において、災害復旧事業の測量・設計等を迅速に実施することは、早期の復旧を図る上で重要である。このため、大規模災害時の市町村における査定設計委託費補助制度について、近年の災害実績を踏まえ、補助対象限度額を引き上げることにより、被災自治体の早期復旧を支援する。

災害復旧の工程と査定設計委託費補助の対象



査定設計委託費補助の対象となるもの



改正の概要：市町村における査定設計委託費補助の補助対象限度額を引上げ

査定設計委託費補助：特に被害が激甚であると定める災害(激甚災害等)の査定設計に要する経費を補助【補助率：1/2】

【市町村における補助対象限度額】		
箇所ごとの決定工事費に、それぞれの率を乗じた額		
1億円をこえる	3.0%	4.4%
3,000万円をこえ1億円以下	5.9%	8.6%
1,000万円をこえ3,000万円以下	6.9%	10.1%
1,000万円以下	9.5%	13.9%
	(~R3.3)	(R3.4~)

<図-13> 査定設計委託費補助の拡充概要

3. 新規事業(直轄)

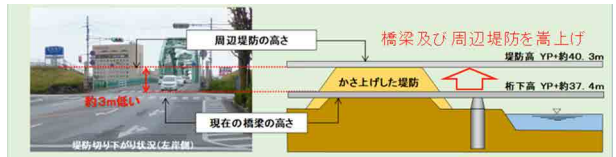
令和3年度より新たに着手する国直轄事業は以下の通り。

(1) 河川事業

■ 渡良瀬川上流特定構造物改築事業(関東地方整備局)

中橋の橋梁部は、周辺の堤防に対して、2m~3m程度高さが低く、中橋付近で堤防が決壊した場合、足利市の市街地の多くが浸水し、深いところで約3メートルに及ぶと推定される。

このため、中橋の改築等の整備を行い、河川整備計画の目標規模の洪水を安全に流下させ浸水被害の解消を図る。



【事業概要】

事業内容：橋梁架替、堤防嵩上げ等
全体事業費：約48億円
事業期間：令和3年度~令和9年度

■ 木曾川上流特定構造物改築事業(中部地方整備局)

新水門川排水機場は施設完成から52年が経過しており、各部の老朽化が著しい状況である。

隣接する県管理の旧水門川排水機場の老朽化対策と合わせて施設更新等を実施し、昭和36年6月豪雨と同規模降雨に対し、床上浸水被害を防止する。



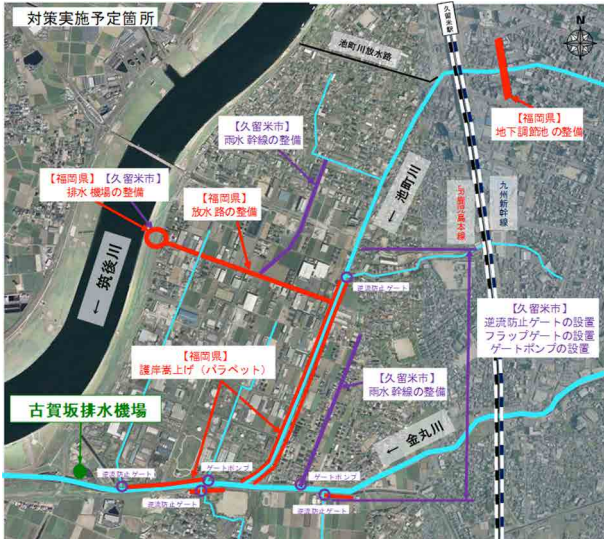
【事業概要】

事業内容：排水機場の改築等
全体事業費：約240億円
事業期間：令和3年度~令和9年

■筑後川総合内水緊急対策事業(九州地方整備局)

平成30年7月豪雨をはじめ3年連続で浸水被害が発生した金丸川及び池町川において、国・福岡県・久留米市が連携して浸水被害軽減を図る。

国においては、流末の古賀坂排水機場の増強を実施する。



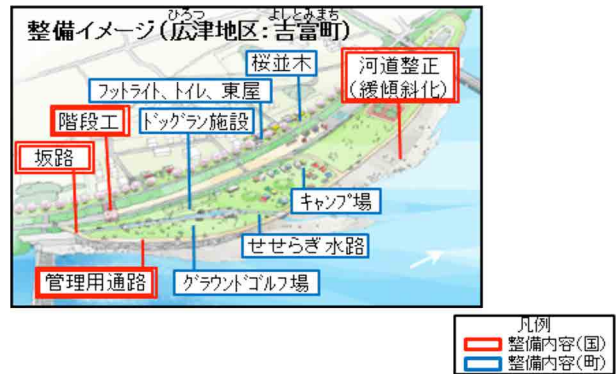
【事業概要】

- 事業内容：排水機場の増強
- 全体事業費：約38億円
- 事業期間：令和3年度～令和5年度

■山国川総合水系環境整備事業(九州地方整備局)

山国川下流では、歴史、文化、観光の豊富な資源を活用し、広域的な観光振興とともに、新たな観光資源の創出やまちの賑わいづくりに取り組んでいる。

この取組を充実させるため、福岡県吉富町、上毛町、大分県中津市の1市2町が連携して新たな水辺の拠点を整備することにより、地域の魅力向上、観光振興の促進・地域活性化等を図る。



【事業概要】

- 事業内容：管理用通路、階段工、親水護岸等
- 全体事業費：約6.7億円
- 事業期間：令和3年度～令和12年度

令和3年度予算の概要

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
一般公共事業費	9,204	8,961	1.03	1. 前年度には、臨時・特別の措置を含まない。 2. <>書は、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。 3. 本表には、個別補助化に伴う増分226億円を含む。 4. 本表以外に、省全体で社会資本総合整備14,851億円がある。
治 山 治 水	8,517	8,414	1.01	
治 水	8,367	8,266	1.01	
海 岸	150	148	1.01	
住宅都市環境整備	251	251	1.00	
都市水環境整備	251	251	1.00	
下 水 道	437	297	1.47	
災害復旧関係費	<519> 502	<514> 455	<1.01> 1.10	
行政経費	10	10	0.98	
合 計	9,716	9,426	1.03	

○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
復 旧	74	564	0.13	1. 本表以外に、省全体で社会資本総合整備77億円がある。
復 興	0	13	皆減	
合 計	74	577	0.13	

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

【参考】この他、令和2年度第3次補正予算として、一般公共事業費4,060億円、災害復旧関係費4,184億円がある。(P44参照)

令和3年度予算の概要

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 8,768億円
うち 河川関係 7,313億円、砂防関係 1,305億円、
海岸関係 150億円

・下水道事業関係費 437億円

・災害復旧関係費 502億円
<519億円>

<>書は、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む

・行政経費 10億円

合計 9,716億円

主要課題

1. 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進 5,695億円

(1)ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 3,976億円
(2)近年の自然災害からの復旧・復興 1,719億円

2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策) 2,194億円

3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出 90億円

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 52億円

(注)この他に工事諸費等がある。

【参考：令和2年度第3次補正予算(水管理・国土保全局関係)の概要】

一般公共事業費 4,060億円、災害復旧関係費4,184億円

・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 4,205億円

・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、
3次元モデル等を活用したインフラの整備、管理などデジタル化の推進 86億円

・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 392億円

・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 3,560億円

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備5,403億円がある。

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 74億円
(うち、復旧74億円、復興0億円)

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備14,851億円、社会資本総合整備(復興)77億円がある。(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

1. 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進

(1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進

3,976億円

- 気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、抜本的な治水対策として、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進。
- 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、水田、校庭、民間施設、国有地等の機能連携を進めるなど、府省庁・官民が連携したあらゆる対策の充実を図る。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川堤防や遊水地等の整備
- ・治水ダムの建設・再生
- ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・治水ダム等の事前放流
- ・治水ダム等の事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備 など

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)
- ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- ・要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策
- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

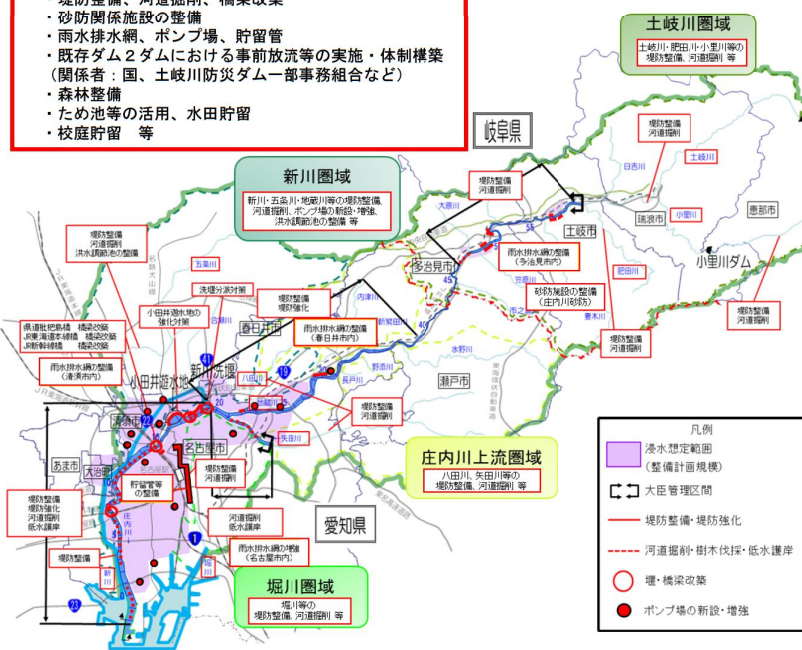
1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [2/8]

流域治水プロジェクト [とりまとめイメージ]

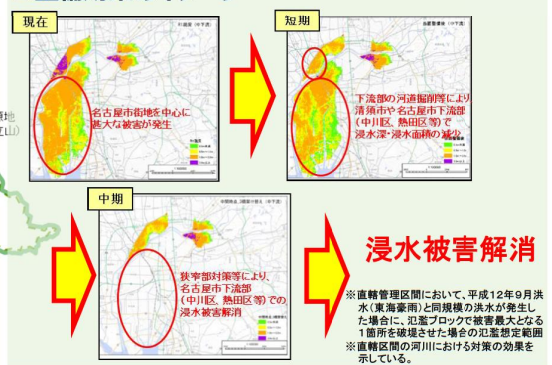
- あらゆる関係者と協働して治水対策に取り組むためには、河川対策・流域対策・ソフト対策からなる「流域治水」の全体像を、「流域治水プロジェクト」として、分かりやすく提示していくことが必要。
- そのため、河川管理者に加え、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会する協議会を全国の1級水系(109水系)において設立(計118協議会)し、必要な協議・調整を進め、令和2年度中に策定・公表を予定。(2級水系についても順次策定・公表を予定)

【庄内川水系における流域治水プロジェクトとりまとめイメージ】

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・堤防整備、河道掘削、橋梁改築
 - ・砂防関係施設の整備
 - ・雨水排水網、ポンプ場、貯留管
 - ・既存ダム2ダムにおける事前放流等の実施・体制構築(関係者：国、土岐川防災ダム一部事務組合など)
 - ・森林整備
 - ・ため池等の活用、水田貯留
 - ・校庭貯留 等



■ 整備効果のイメージ



- 被害対象を減少させるための対策
 - ・頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」に向けた取組(立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導) 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・地下空間・地区タイムラインの活用
 - ・広域避難計画の策定
 - ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
 - ・小学生にも理解できる教材を用いた防災教育の実施
 - ・各家庭等における雨水貯留浸透施設整備への助成
 - ・危機管理型水位計・監視カメラの設置・増設 等

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [3/8]

新規事項

利水ダム等における事前放流の更なる推進

- 令和2年の出水期から新たな運用を開始している事前放流の取組みを一級水系に加えて全国の二級水系にも展開することとしており、都道府県が事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を講じる。
- 更に効率的・効果的に事前放流を実施できるよう、放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を推進するため、河川管理者が利水ダムの施設改良等を主体的に行う制度を創設する。加えて、利水ダムを管理する民間事業者等が事前放流のために放流施設を整備した場合の固定資産税の特例措置を創設する。
- また、利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進するために、河川管理者、利水者等で構成する法定協議会を創設する。【流域治水関連法案】

損失補填(特別交付税措置)

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、特別交付税措置(措置率0.8)を講じる(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)。

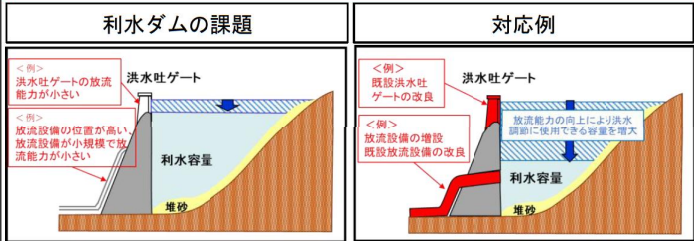
利水ダムの改造(河川管理者による整備)

○河川管理者による利水ダムの新たな施設整備制度の創設

- ・放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設(原則、利水ダム管理者の費用負担なし)。

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容及び国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
	国土交通省(指定区間の管理を都道府県が実施)	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】

※ 災害や災害関連事業等、住民生活を維持するため支出がやむを得ないものについては、特別交付税の措置率を0.8としている。



利水ダムの改造(税制の特例措置)

○固定資産税を非課税とする特例措置の創設

- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [4/8]

新規事項

流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- ・流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- ・国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線: 新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
[補助率等]	「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」または「下水道法に基づく浸水被害対策区域」		
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	1/2 [個別補助事業] (河川) ^{※2}	1/2 [個別補助事業] (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) 固定資産税の減免[特例措置] (河川・下水道) 固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。

※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [5/8]

新規事項

都市浸水対策の強化 -下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等-

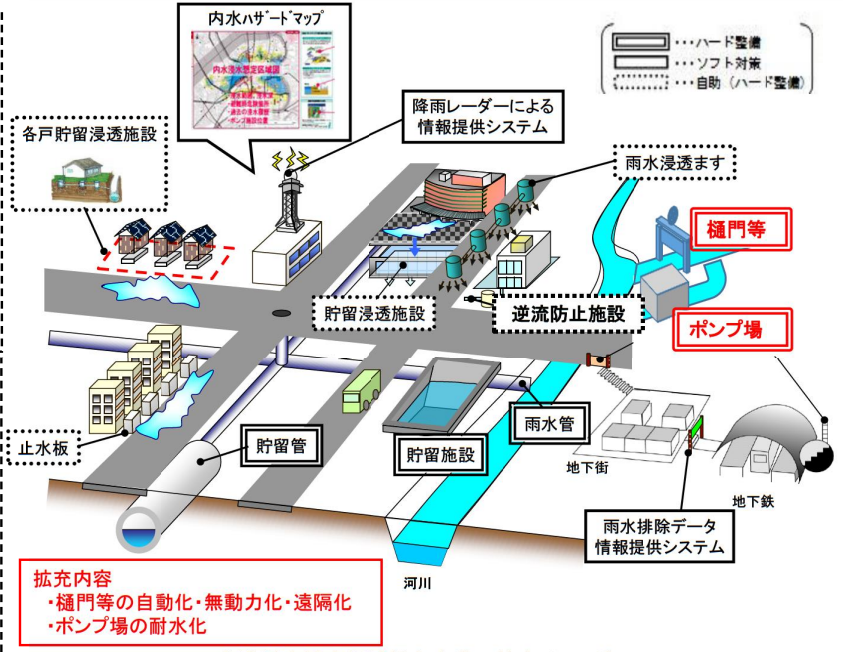
- 都市浸水対策の推進のため、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化やポンプ場の耐水化について下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等を行う。
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止する。【流域治水関連法案】
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速する。【流域治水関連法案】

【背景・課題】

- 下水道浸水被害軽減総合事業において、都市機能が集積している地区等における一定規模以上の貯留・排水施設の整備を推進しているところ。
- 都市浸水対策の推進のため、雨水管等の整備の加速化、省人化等による施設の適切な管理や耐水化が求められている。

【拡充の内容】

- 下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加する。
- 雨水管の交付対象要件の見直し(口径等の要件緩和)により、支援対象を追加する拡充等を行う。



下水道浸水被害軽減総合事業の拡充イメージ

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [6/8]

新規事項

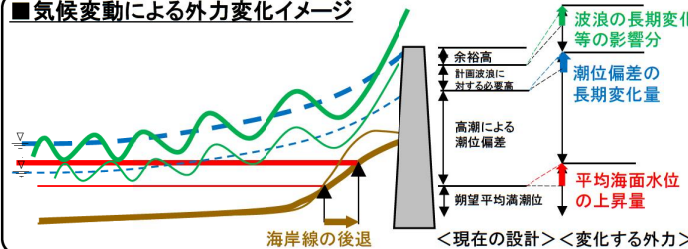
気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

海岸分野において、防災・安全交付金に関する拡充や個別補助制度の創設等を通じて、切迫する地震・津波等に必要の対策を充実させる。

【気候変動を踏まえた海岸保全対策推進のための制度拡充】

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討経費を防災・安全交付金の対象に追加する拡充を行う。

■気候変動による外力変化イメージ



【海岸保全施設(沖合施設)の長寿命化対策の促進・高度化のための制度創設】

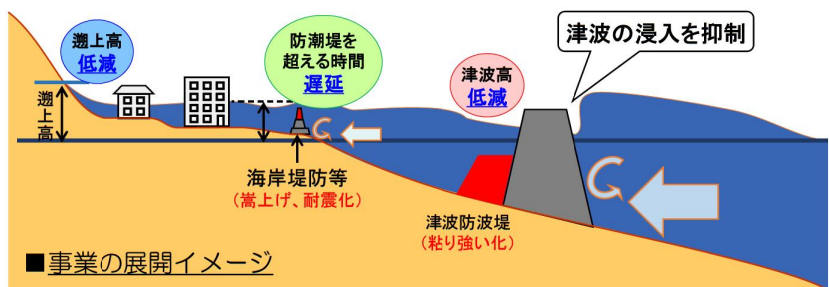
令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、離岸堤等の沖合施設に係る長寿命化計画の見直しに必要な経費について、防災・安全交付金の対象として支援する制度を創設する。



突堤の被覆ブロックの散乱事例

【津波対策緊急事業の創設】

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。



■事業の展開イメージ

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [7/8]

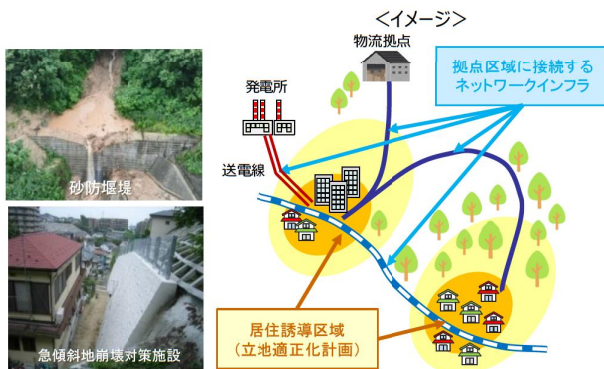
新規事項

居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備

- 近年激甚化・頻発化する土砂災害により、地域の社会生活や経済活動を支える公共インフラに甚大な被害が発生し、その後の復旧・復興、地域の生活再建が長期化するといった事態が生じているところ。
- また、土砂災害による人的被害発生の一因として、地域住民の土砂災害リスクに対する認識不足が指摘されているところ。
- 以上を踏まえ、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を推進するという観点から、以下2つの制度を創設・拡充する。

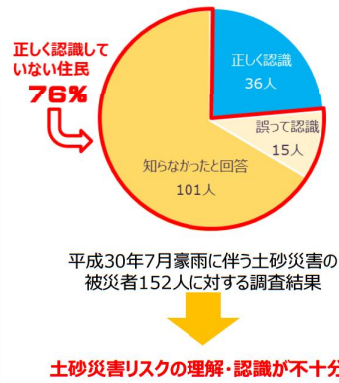
まちづくり連携砂防等事業の創設

- ・ 住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域(立地適正化計画における居住誘導区域(指定予定を含む))及びこれら地域に接続するネットワークインフラを保全する砂防関係事業を計画的・集中的に進めるため、個別補助事業制度として「まちづくり連携砂防等事業」を創設



土砂災害リスク情報整備事業の追加

- ・ 土砂災害に関するリスク情報をより分かりやすく伝達し、住民の実効性のある避難行動に資するため、土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置等の取組を防災・安全交付金の支援対象に追加
- ・ 看板等の設置にあたっては、ハザードマップを作成する市町村や危機管理部局などとも連携、内容の充実を図る



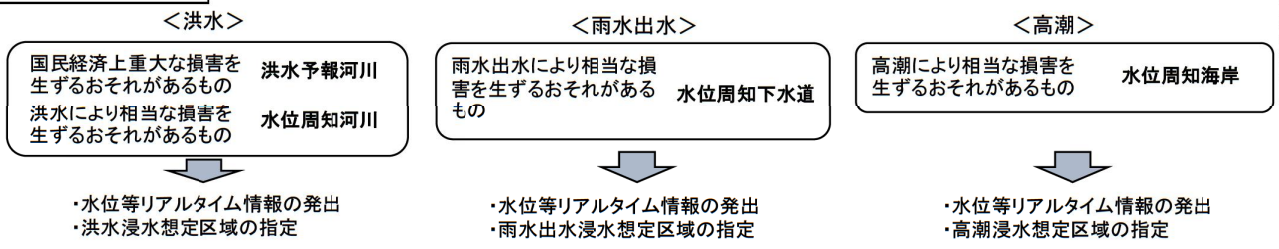
1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [8/8]

新規事項

土地の水災害リスク情報空白域の解消

これまでの水防法において浸水想定区域を指定することとなっていない河川、下水道、海岸においても洪水、内水、高潮によって浸水が想定される範囲や浸水深等の情報整備を促進する。

これまでの法的位置づけ



指定状況等

	河川	下水道	海岸
現在の指定状況	約2,000河川 (洪水予報河川、水位周知河川)	2団体 (広島市、福岡市)	8沿岸 (東京湾、大阪湾、讃岐阿波、紀伊水道西、海部灘、玄界灘、豊前豊後、有明海) ※うち、6沿岸は一部の指定
上記のほか、「水災害時に浸水が想定される区域図の作成※」が想定されるもの (一部は水位周知の実施も想定)	約15,000河川 (指定河川以外の1級河川及び2級河川のうち、住家等の防護対象のある河川)	約1,000団体 (雨水事業を実施している団体)	69沿岸 (指定沿岸以外の、全沿岸)

※水災害時に浸水が想定される区域図の作成

- ・ 河川については、洪水予報河川や水位周知河川の指定の有無によらず、(簡易な浸水範囲等の解析手法も活用した)想定最大規模による洪水浸水想定区域を指定。【流域治水関連法案】
- ・ 下水道や海岸についても、水位周知下水道や水位周知海岸の指定の有無によらず、想定最大規模による内水・高潮浸水想定区域を指定。【流域治水関連法案】

1. 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進

(2) 近年の自然災害からの復旧・復興

1,719億円

激甚な水害・土砂災害が発生し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

ろっかがわ 六角川水系六角川・牛津川(佐賀県武雄市・小城市等)

令和元年8月の豪雨では、牛津川等からの越水、支川や水路からの氾濫等により、武雄市・小城市等において甚大な被害が発生(約6,900ha、約2,900戸)



あぶくまがわ 阿武隈川水系(宮城県丸森町)

令和元年東日本台風の猛烈な雨により、阿武隈川水系内川流域では多数の崩壊が発生し、比較的勾配の緩い区間において、大量の土砂・流木が氾濫する土砂・洪水氾濫が発生

緊急かつ集中的・重点的に砂防堰堤等の整備を実施し、下流の人家等の安全性の向上を図る。

概ね5年間(令和6年度まで)を目標に、六角川・牛津川等の築堤、河道掘削、遊水地整備、排水ポンプ増強等を実施同規模の洪水が起きた時の越水を防ぐ



1. (2) 近年の自然災害からの復旧・復興

新規事項

被災自治体に対する支援の充実

気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化していること等を踏まえ、再度災害防止を図るとともに、被災した自治体の迅速な復旧・復興に資するための取組を推進する。

下水道の改良復旧事業の創設

下水道施設の被災による社会的影響が顕著となっていることを踏まえ、災害復旧事業のみでは十分に再度災害を防止することができない場合に、未被災箇所を含む一連の施設の機能向上を図る改良復旧事業(災害関連事業)を創設する。

【内容:(例) 雨水排水施設の能力増強】

内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止等が生じた場合、災害復旧事業に合わせて、地域の排水能力を向上させるために、雨水ポンプ場、雨水管渠等を新たに設置することによって、再度災害防止を図る。



災害復旧事業査定設計委託費補助の拡充

大規模災害時において、市町村の災害復旧事業の測量・設計等を迅速に実施し、早期の復旧を図るため、近年の災害実績を踏まえ、市町村における査定設計委託費補助の補助対象限度額を引き上げる。

査定設計委託費補助: 特に被害が激甚な災害の査定設計に要する経費を補助【補助率:1/2】

査定設計委託費補助の対象

- 測量, 調査, 試験(土質等), 設計

権限代行制度の充実

国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、準用河川、災害で堆積した土砂の撤去を追加【流域治水関連法案】

2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策)

2,194億円

- 令和2年度までに各施設の長寿命化計画が概ね策定される見込みであり、本格的に予防保全への転換を図る必要。
- 今後、加速度的に老朽化が進行する施設への対応にあたっては、各施設の長寿命化を図るとともに、基幹的な防災施設については、耐用年数を迎える前に更新を実施し、施設機能を確実に確保する等、施設の重要性に応じた対策を実施する。
- 併せて、新技術の導入や施設の統廃合による効率化・高度化により、将来の維持管理費の縮減のため投資的取組を実施する。
- また、国土保全上極めて重要な沖ノ鳥島の恒久的な保全のため、護岸等の施設の戦略的な維持管理を推進する。

施設の老朽化例



長寿命化計画の策定状況(R2.3時点)

分野	対象施設	計画策定率
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	97%
	ダム(単位:施設数)	98%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数)	100%
	地すべり防止施設(単位:事業主体数)	
	急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	
海岸※	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	90%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	100%

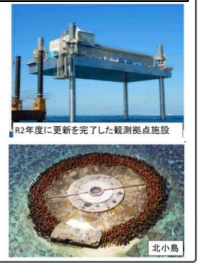
※ 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

沖ノ鳥島の戦略的維持管理

統廃合(完全廃止)の例



集約化等により利用度の低い陸間を完全に廃止



R2年度に更新を完了した観測拠点施設

北小島

新技術を活用した点検の高度化・効率化



ドローンを活用して砂防施設の点検を実施

下水道管路の欠陥を画像認識技術により自動検出するロボット

3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出(グリーンインフラの取組の推進)

90億円

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくグリーンインフラの概念を取り入れつつ、流域治水や海岸保全を推進。

かわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出

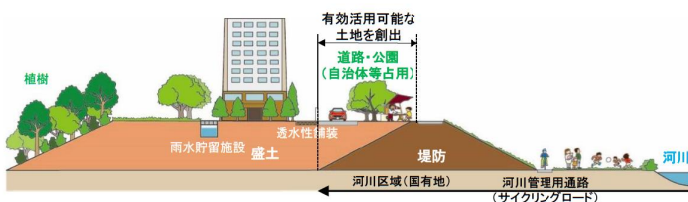
地域活性化に貢献する「まちと水辺が融合した良好な空間形成(かわまちづくり)」を推進。

多摩川聖蹟桜ヶ丘地区(東京都)

※イメージ



街づくりと一体的に整備する河川空間



有効活用可能な土地を創出
道路・公園
(自治体等占用)

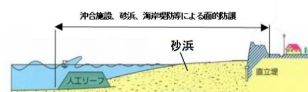
河川を基軸とした生態系ネットワークの形成

豊かで多様な自然環境の保全・再生を行うとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワークを形成し、地域活性化・観光振興にも貢献。



砂浜を活かした海岸保全

砂浜は消波などの機能をもつだけでなく、貴重な自然環境や景観を有し、観光資源の場としても重要。「予測を重視した順応的な砂浜管理」の推進により、砂浜の安定的な維持が図られ、砂浜を活用した地域活性化に寄与。



直轄事業で侵食対策として整備した、石川海岸(松任工区)の砂浜を海岸保全施設として指定。

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

52億円

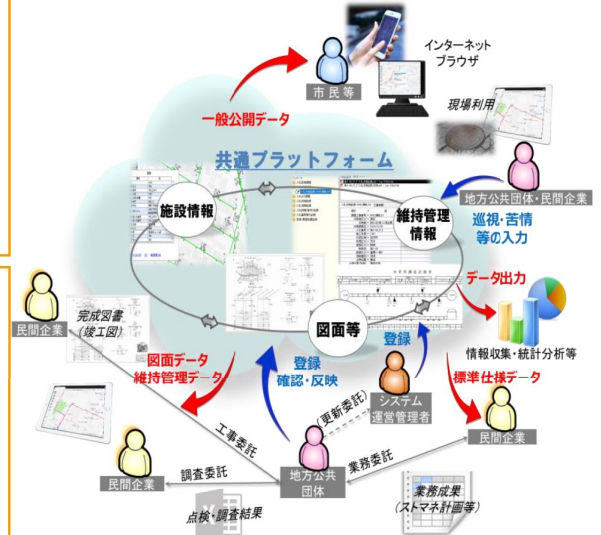
公衆衛生上の下水道の役割がますます高まる中で、人口減少、施設の老朽化などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、デジタル化、グリーン社会の実現に向けた対応、広域化・収支構造の適正化を推進する。

課題

- 人口減少に伴い執行体制が脆弱化する中で、今後、耐用年数を超過する下水道ストックが増大。
- 中小都市を中心に、予防保全に必要な施設情報や維持管理情報の電子化、データベース化が遅れている。
- バイオマスとして未利用の下水汚泥の有効活用促進が求められている。
- 汚水処理の広域化・共同化や、収支構造の適正化による下水道事業の持続性向上が急務。

内容

- デジタル化の推進
 - ・高度な施設管理を図るため、ICT・AI等を活用した運転操作技術や仕様の異なる下水道施設の広域管理システムの開発等を行うとともに、共通プラットフォームによる台帳電子化やデータの活用を促進する。
 - ・汚水処理施設のデジタル化等の計画策定等への支援を拡充。
- グリーン社会の実現に向けた対応の推進
 - ・下水汚泥のエネルギー化施設の整備等により省エネ・再エネ利用を推進。
- 広域化・収支構造の適正化の推進
 - ・全都道府県における下水道の広域化・共同化計画の作成を推進。
 - ・中長期収支見通しの作成・公表、官民連携手法の導入の推進等により、収支改善を加速化。



下水道マネジメントシステムのイメージ (標準仕様に基づく台帳電子化やデータの活用)

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

新規事項

公衆衛生の強化のための下水道施設の耐震化等の推進

公衆衛生の強化のため、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

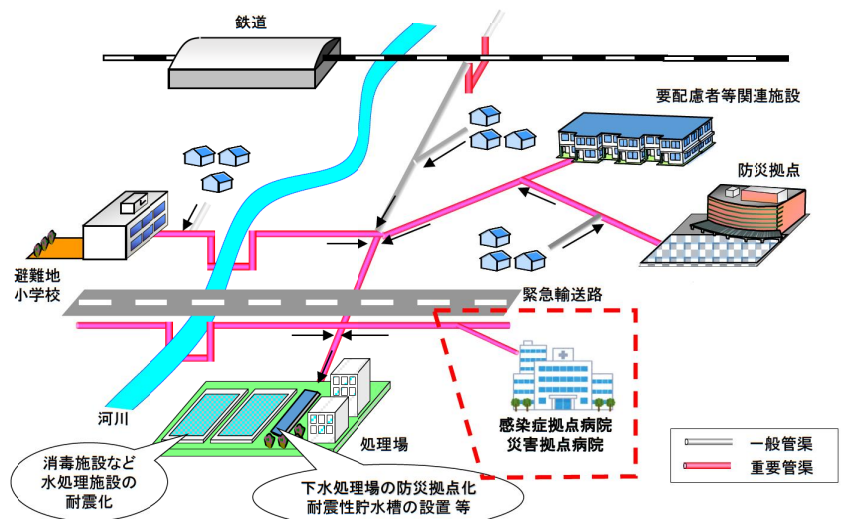
【背景・課題】

- 下水道総合地震対策事業において、避難地や防災拠点、緊急輸送路等に係る管渠等の耐震化を推進しているところ。
- 南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生リスクが高まり、感染症との複合災害も懸念される中で、公衆衛生の強化のため、下水道施設の地震対策を早急に進める必要がある。

【内容】

- 下水道総合地震対策事業について、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を交付対象に追加する。

下水道総合地震対策事業の拡充イメージ



拡充内容
・感染症拠点病院、災害拠点病院に係る管渠等

5. 行政経費

10億円

○水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策や国土強靱化に資する取組等を推進する。
 ○気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化していること等を踏まえて、被災した地方公共団体の迅速な復旧・復興に資するための取組を推進する。

例) TEC-FORCE[※]の体制強化のための民間人材の育成・確保

※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE):緊急災害対策派遣隊

【背景・課題】

- ・南海トラフ地震等の大規模自然災害に対し、所管施設の点検・応急対応を進めつつ被災自治体を支援するには、TEC-FORCEの現有勢力を増強する必要がある。
- ・地方公共団体の土木系職員が少ないことに加え、自治体単位では災害を経験する機会は少なく、市町村では災害対応能力の弱体化が懸念される。

【取組内容】

- ・民間人材がTEC-FORCEの活動支援に必要な技術等を習得できるよう、人材育成プログラムを企画立案・実施するとともに、習得した人材を登録・管理するシステムを構築・運営する。

・民間の人材に対し、TEC-FORCEの活動支援に必要な技術や知識を習得できる人材育成プログラムを企画立案・実施。



人材育成プログラムに基づく研修・訓練(イメージ)

例) 災害復旧時の被災市町村に対する技術支援に関する調査・検討

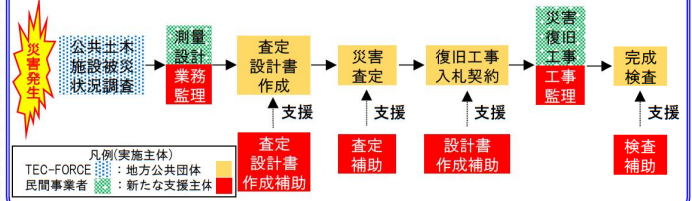
【背景・課題】

- ・地方公共団体、特に小規模な市町村では土木系職員が減少しており、災害復旧事業に関する実務経験や技術力の継承が困難となっている。
- ・このため、大規模災害で被災した市町村において災害復旧実務をマネジメントする技術者の派遣ニーズが高まっている。

【取組内容】

- ・被災した市町村が迅速かつ的確に災害復旧事業を実施できるよう、災害復旧実務に精通した人材や組織が支援主体となる被災市町村への支援体制を構築する。

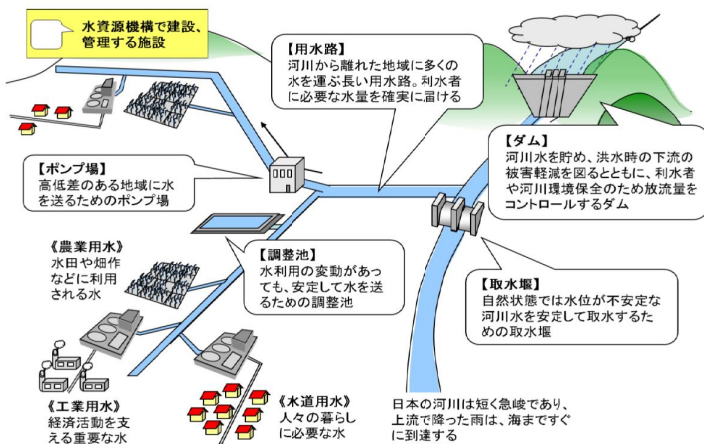
・被災した市町村への支援事例を収集し、効果や課題などを検討。地域の実情を踏まえ、災害復旧実務に精通した人材や組織による支援体制を構築。



➢被災地方公共団体での災害応急対応及び災害復旧事業の円滑な実施が可能となり、被災地の早急な復旧・復興が実現可能となるとともに、多様な主体での実務経験や技術力の継承が進み、我が国全体の災害対応力の底上げが実現される。

6. 独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川)において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融资による資金供給を行う。



水資源機構の業務

(国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業(※)を実施)

○令和3年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位: 百万円)

区分	令和3年度	前年度	対前年度倍率
建設事業及び管理業務	46,153	47,702	0.97

国土交通省所管事業のほか、左記3省所管事業(※)の予算を含む。

○令和3年度独立行政法人水資源機構財政投融资計画総括表

(単位: 百万円)

区分	令和3年度	前年度	対前年度倍率
建設事業	1,000	3,000	0.33

上記のほか、財投機関債50億円(前年度50億円)がある。

【参考】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土強靱化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講ずる。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策

■流域治水対策(河川・砂防・海岸・下水道)

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化。



ハード・ソフト一体となった対策を推進

■下水道施設の地震対策

大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、下水道管路や下水処理場等の耐震化を実施。

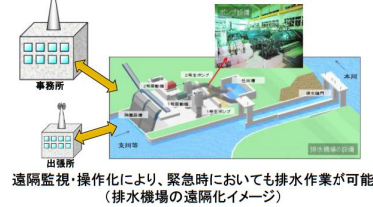


処理場の耐震化(躯体補強)

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

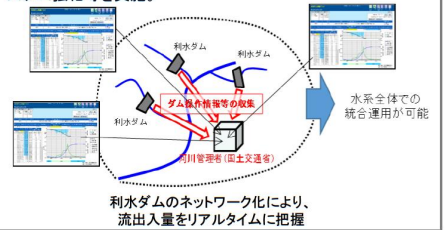
■河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

適切な施設維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図る。



■河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等を行うためのシステム強化等を実施。



2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老化対策

■河川・ダム・砂防・海岸・下水道施設の老化・長寿命化等対策

早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図る。



【参考】緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

総務省による措置

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長。
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする。

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円 (令和2年度:3,000億円) (対前年度比:+1,000億円増、+3割増)

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

従前の事業に加え、流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

拡充内容の例

- 国庫補助要件(防災・安全交付金)を満たす以下の河川事業
 - ・500m³以上の貯留機能を有する雨水貯留浸透施設の整備
 - ・総事業費が4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修
- 雨水公共下水道、都市下水道、公共下水道※に係る下水道事業

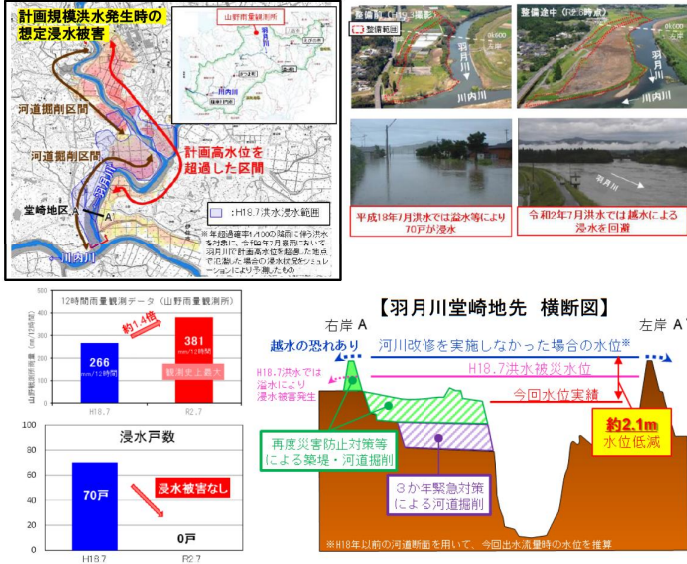
※ 管渠を除く雨水氾濫対策に限る

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果事例（1/2）

全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）

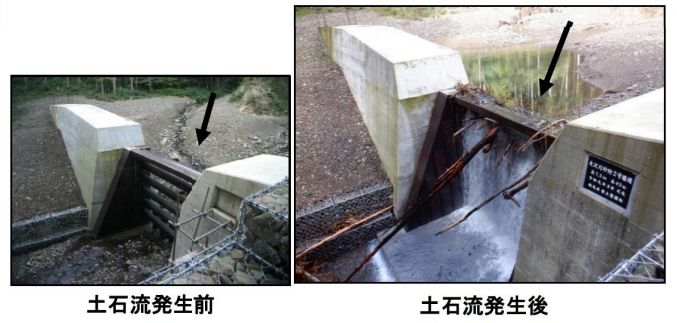
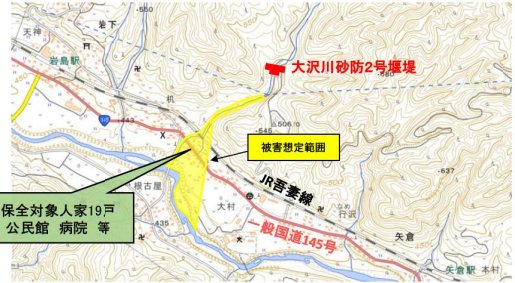
【3か年緊急対策等における継続的な対策による効果事例】

- 川内川水系羽月川沿いでは、平成18年7月洪水により70戸の浸水被害が発生したことから、集中的に再度災害防止対策（堤防整備等）を実施。更に、平成30年度より防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による河道掘削を実施中。
- 令和2年7月豪雨では、山野雨量観測所において平成18年7月洪水を上回る観測史上最大の12時間雨量を観測したが、これまでの整備により、平成18年7月洪水で溢水した堂崎地先で約2.1mの水位を低減させたと推算され、家屋等の浸水被害を防いだ。



全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策

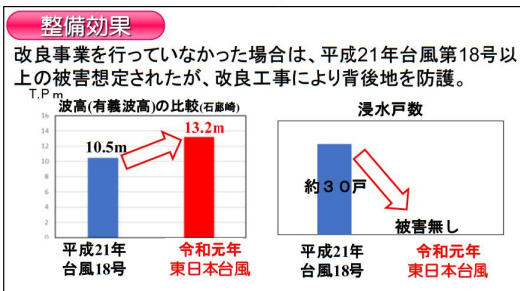
- 群馬県吾妻郡東吾妻町岩下地区では、平成30年度より「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」として、砂防堰堤の整備をすすめ、令和元年9月に完成したところ。
- 令和元年東日本台風による出水では、発生した土石流約1,300m³を捕捉し、下流の人家19戸、公共施設（病院、公民館等）への被害を未然に防止した。



【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果事例（2/2）

全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策

- 葉山海岸では、平成21年の台風第18号による高波被害（浸水戸数約30戸等）を踏まえ、護岸改良及び消波ブロック設置等の対策を実施してきており、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、対策を更に加速し、令和元年度に概成したところ。
- 令和元年東日本台風による出水では、平成21年台風第18号を上回る波高を観測したものの、整備された施設により背後地を防護した。



全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策

- 熊本市では、浸水実績を踏まえ、下水道浸水対策事業を実施しており、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、対策を更に加速し、令和2年3月に坪井川第3排水区雨水調整池工事を完了したところ。
- 平成9年7月による大雨の出水（時間最大39mm）では浸水被害が発生する状況であったが、令和2年7月豪雨（時間最大54mm）では、貯留効果を発揮し、浸水被害の発生を防止した。

坪井川第3排水区雨水調整池の整備効果



【参考】 利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化

関係省庁により策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針」に基づき、1級水系において抜本的に拡大した事前放流^(※)の取組を全国の2級水系に展開する。

※大雨の時に多くの洪水をダムに貯められるよう、大雨により河川が増水する前に利水ダム等の貯水を予め放流してダムの貯水位を下げしておくこと。

取組経緯

- (令和元年)
 - ・11月26日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の設置
 - ・12月12日 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針の策定
 - (令和2年)
 - ・4月22日 事前放流ガイドラインの策定
 - ・5月末 ダムのある1級水系(99水系)において治水協定に合意
 - ・8月末 ダムのある2級水系のうち、近年に水害が生じた水系や貯水容量が大きなダムがある水系(86水系)において治水協定に合意
(運用を開始した6月以降、122ダム(1級水系:78ダム、2級水系:44ダム)において事前放流を実施(10月27日時点))
- 令和2年の出水期から新たな運用(治水協定に基づく事前放流)を開始**

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

(令和元年11月26日設置)

(構成員)

- 議長: 内閣総理大臣補佐官(国土強靱化等)
 - 議長代理: 内閣官房副長官補(内政)
 - 副議長: 水管理・国土保全局長
 - 構成員: 医薬・生活衛生局長(上水道)
 - 農林振興局長(農業用水道)
 - 経済産業政策局長(工業用水道)
 - 資源エネルギー庁長官(水力発電)
 - 気象庁長官
- オブザーバ: 内閣府政策統括官(防災担当)

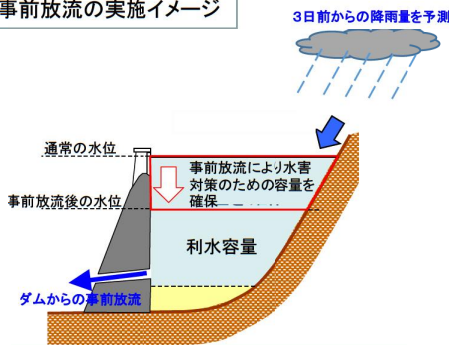
○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(抜粋)

(令和元年12月12日)

台風第19号等を踏まえ、水害の激化し、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講ずることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する99水系。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

利水ダムの事前放流の実施イメージ



【参考】 令和元年水害統計調査の被害額(暫定値)について

○国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。

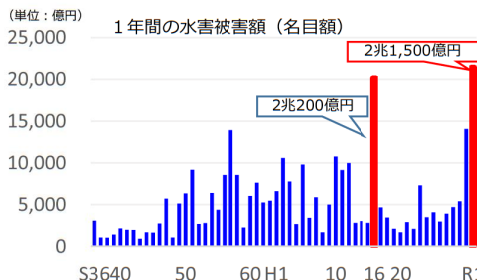
○令和元年の水害被害額(暫定値)は、全国で約2兆1,500億円となり、平成16年の被害額(約2兆200億円)を上回り、**1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大**となった。

○津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,600億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、**統計開始以来最大の被害額**となった。

※ 確報値は、令和元年の家屋の評価額の更新及び都道府県からの報告内容の更なる精査等を行ったうえで、令和2年度末頃に公表予定

1年間の水害被害額(暫定値※)

- ◆ **全国 約2兆1,500億円** (統計開始以来最大)
- [内訳]
 - ・一般資産等被害額 約1兆5,939億円 (構成比74.2%)
 - ・公共土木施設被害額 約5,233億円 (構成比24.4%)
 - ・公益事業等被害額 約304億円 (構成比 1.4%)
 - 計 約2兆1,476億円
- <参考> これまでの最大被害額 平成16年の被害額(約2兆200億円)
- ◆ 都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。
 - ① 福島県 (水害被害額: 約6,716億円)
 - ② 栃木県 (水害被害額: 約2,547億円)
 - ③ 宮城県 (水害被害額: 約2,512億円)

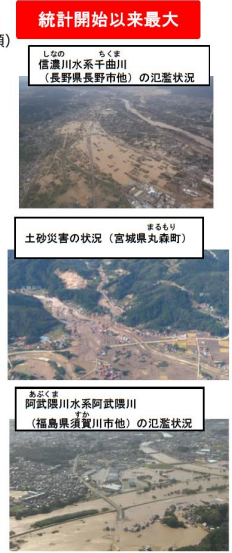
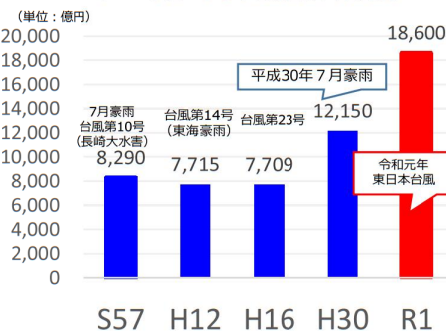


主要な水害による被害額(暫定値)

- ◆ **令和元年東日本台風(被害額: 約1兆8,600億円)** (統計開始以来最大)
- (令和元年10月11日~10月15日に生じた台風第19号による被害額)
- [内訳]
 - ・一般資産等被害額 約1兆4,086億円
 - ・公共土木施設被害額 約4,246億円
 - ・公益事業等被害額 約272億円

<参考> これまでの最大被害額 平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)

津波以外の単一の水害による水害被害額(名目額)



【参考】 令和3年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

単位：百万円

事 項	事 業 費						国 費					
	合 計		令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)	対前年度 率 (D/E)	前 年 度 (D)	合 計		令和2年度 第3次補正 (B)	令和3年度 (C)	対前年度 率 (D/E)	前 年 度 (D)
	(A+B+C)	(A/D)					(A+B+C)	(A/D)				
治 山 治 水	1,399,018	1.47	449,862	949,153	1.00	950,692	1,248,502	1.48	396,787	851,715	1.01	841,422
治 水	1,377,792	1.47	444,657	933,134	1.00	935,064	1,228,381	1.49	391,697	836,684	1.01	826,591
海 岸	21,227	1.36	5,205	16,022	1.03	15,628	20,121	1.36	5,090	15,031	1.01	14,831
住宅都市環境整備	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050
都市環境整備	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050
下 水 道	89,610	1.62	6,282	83,328	1.51	55,315	46,800	1.58	3,141	43,659	1.47	29,659
一般公共事業計	1,519,711	1.47	462,177	1,057,534	1.03	1,031,057	1,326,385	1.48	405,961	920,424	1.03	896,131
災害復旧等	621,766	10.79	559,189	62,577	1.09	57,609	<470,311> 468,611	<9.15> 10.30	418,368	<51,943> 50,243	<1.01> 1.10	<51,404> 45,514
災害復旧	506,235	12.79	465,959	40,275	1.02	39,582	376,878	11.61	342,563	34,315	1.06	32,449
災害関連	115,531	6.41	93,230	22,301	1.24	18,027	91,733	7.02	75,805	15,928	1.22	13,065
公共事業関係計	2,141,477	1.97	1,021,367	1,120,111	1.03	1,088,666	1,794,996	1.91	824,329	970,667	1.03	941,645
行政経費	974	0.98	-	974	0.98	994	974	0.98	-	974	0.98	994
合 計	2,142,451	1.97	1,021,367	1,121,085	1.03	1,089,660	1,795,970	1.91	824,329	971,641	1.03	942,639

- 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業に係る経費については、次頁の令和3年度水管理・国土保全局関係予算総括表（東日本大震災復興特別会計）に掲載している。
- 国費の<>書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分（令和3年度1,700百万円、前年度5,890百万円）を含む。
- 本表のほか、
 - 委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費として令和3年度24,530百万円、前年度20,842百万円
 - 国の特許発明補償費として令和3年度0百万円、前年度0百万円
 - 社会資本総合整備（令和2年度第3次補正 国費540,329百万円〔省全体〕、令和3年度 国費1,485,112百万円〔省全体〕）がある。
- 前年度予算額には、臨時・特別の措置を含まない。
- 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

【参考】 令和3年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

（東日本大震災復興特別会計）

単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費		
	令和3年度	前 年 度	対 前 年 度 率 (A/B)	令和3年度	前 年 度	対 前 年 度 率 (C/D)
	(A)	(B)		(C)	(D)	
治 山 治 水	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
治 水	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
一般公共事業計	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
災害復旧等	8,932	58,772	0.15	7,433	56,421	0.13
災害復旧	8,932	58,772	0.15	7,433	56,421	0.13
公共事業関係計	8,932	60,083	0.15	7,433	57,732	0.13

- 上記計数のほか、
 - 委託者の負担に基づいて行う附帯工事費として前年度635百万円
 - 社会資本総合整備（復興）（国費7,650百万円〔省全体〕）がある。
- 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

水防月間について

—洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

5月1日から5月31日(北海道は6月1日から6月30日)は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川流域の急速な開発という社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年は令和2年7月豪雨等による大雨により、全国各地で甚大な被害が生じました。

これまでの想定を超える浸水被害が多数発生する中、安全で安心できる地域社会を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携、ハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加など、「地域の防災力」の強化がより重要です。

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として水防月間を定めております。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開し、都道府県、水防管理団体(市町村等)とともに、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資機材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期間

令和3年5月1日(土)から令和3年5月31日(月)まで(北海道にあっては、令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)まで)

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施

(2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防箇所の周知徹底

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各活動の実施に当たっては、各地域における感染状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

I 水防の重要性の普及と水防演習等の実施

(1) 広報活動等の推進

①水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力や、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。

②水防管理団体等は、洪水、内水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。

③都道府県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表するとともに、これら以外の一級河川及び二級河川においても、浸水が想定される範囲の把握・公表に努め、水害リスク情報の空白域の解消を推進すること。国及び都道府県は、市町村と連携し市

街地・住宅街等における想定浸水深等の表示の推進に努めること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

④市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認出来るよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。

また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知すること。

河川管理者は、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう必要な情報提供・助言等を行うこと。

⑤市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の管理者等に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、高齢者福祉施設等の社会福祉施設については、出水期に備えて、避難確保計画の緊急点検を実施し、避難先や避難支援体制等の確認や必要な改善を図るよう管理者等に働きかけを行うこと。さらに、管理者等からの相談に対しては、必要に応じて助言等を行うこと。

⑥水防管理団体等は、洪水に対しリスクが高い区域について、ホームページへの掲載や市町村の広報等を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。

⑦水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の

休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

- ⑧水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村の広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

(2) 水防訓練等の実施

- ①水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ②水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験談等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練や、水防に関する新技術の普及、導入に努めること。
- ③水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、将来の水防の担い手となる小学校児童や中高大学生を含む多くの地域住民、建設会社を含む企業、NPO等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ④水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している建設業者・建設関連業者等の参加を促すとともに、建設機械の展示や乗車体験等、建設業者を身近に感じられる取組を行うなど、将来、水防協力団体の指定につながる建設業者等と水防管理者の連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、

ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。

なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。

- ⑦水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

II 水防体制の強化

(1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難勧告等の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難勧告等の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとと

もに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度等の活用

水防管理団体等は、自主防災組織や企業等に水防協力団体制度の活用を提案することなどにより、水防への参画を促すこと。

(7) 民間事業者の水防活動への参画の推進

水防管理団体等は、水防活動を行う民間事業者の緊急通行、公用負担の権限が付与されたことを契機として、洪水時等に円滑な水防活動が実施できるように、水防管理者と民間事業者の間で、あらかじめ、水防活動を含む災害協定等を締結することに努めること。

Ⅲ 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者においては、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。



洪水から守ろうみんなの地域



水防月間

令和3年 **5月1日** 土 ~ **5月31日** 月

北海道は
令和3年6月1日 火 ~ 30日 水

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体 (市町村等)

後援：警察庁、防衛省、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

<p>ハザードマップ</p> <p>▶ https://disaportal.gsi.go.jp/</p>	
<p>浸水ナビ</p> <p>▶ https://suiboumap.gsi.go.jp/</p>	
<p>川の防災情報</p> <p>▶ https://www.river.go.jp/</p>	
<p>DiMAPS (災害情報)</p> <p>▶ https://www.mlit.go.jp/saigai/dimaps/</p>	